



島根県報

平成27年8月11日（火）

第2,724号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林（2件）

（森 林 整 備 課） 2

【公 告】

道路法の規定による簡易代執行の実施

（道 路 維 持 課） 2

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施

（消 防 総 務 課） 3

告 示

島根県告示第580号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 8 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

江津市松川町八神687-1・687-2・688・689-3・692-3・693-4・694-1・694-3・694-5・695から697
まで（以上12筆国有林）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

島根県告示第581号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

江津市松川町八神689-2、690-1、691-1、692-1、693-1、694-4、699、700-1

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

公 告

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成27年8月25日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については当該措置を命ずべき者の負担とするので、同項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 8 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路名

主要地方道境美保関線

松江市美保関町美保関1637番3及び同地先

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる物件の所有者、占有者その他権原を有する者

物件：屋台小屋その他用具一式

3 当該措置の内容

当該物件を道路区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該物件の占有が道路法第32条第1項の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

松江県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0852-32-5200

雑**報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成27年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成27年 8月11日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第2回	平成27年11月1日（日）	出雲市、浜田市、隠岐の島町
第3回	平成27年11月8日（日）	松江市、大田市、益田市

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成27年9月1日（火）から同月15日（火）まで（郵送の場合は、9月15日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成27年8月29日（土）午前9時から同年9月12日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）